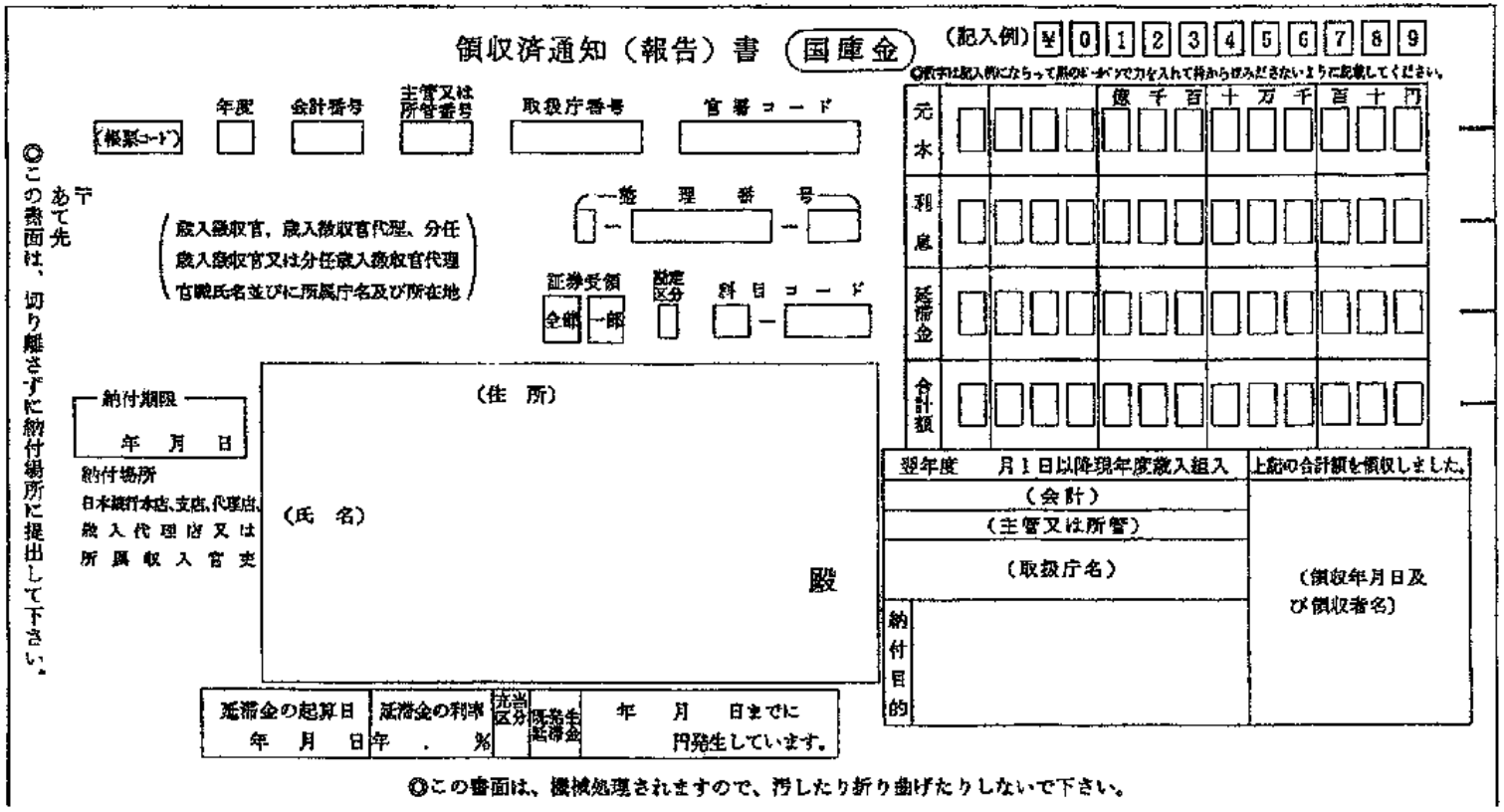
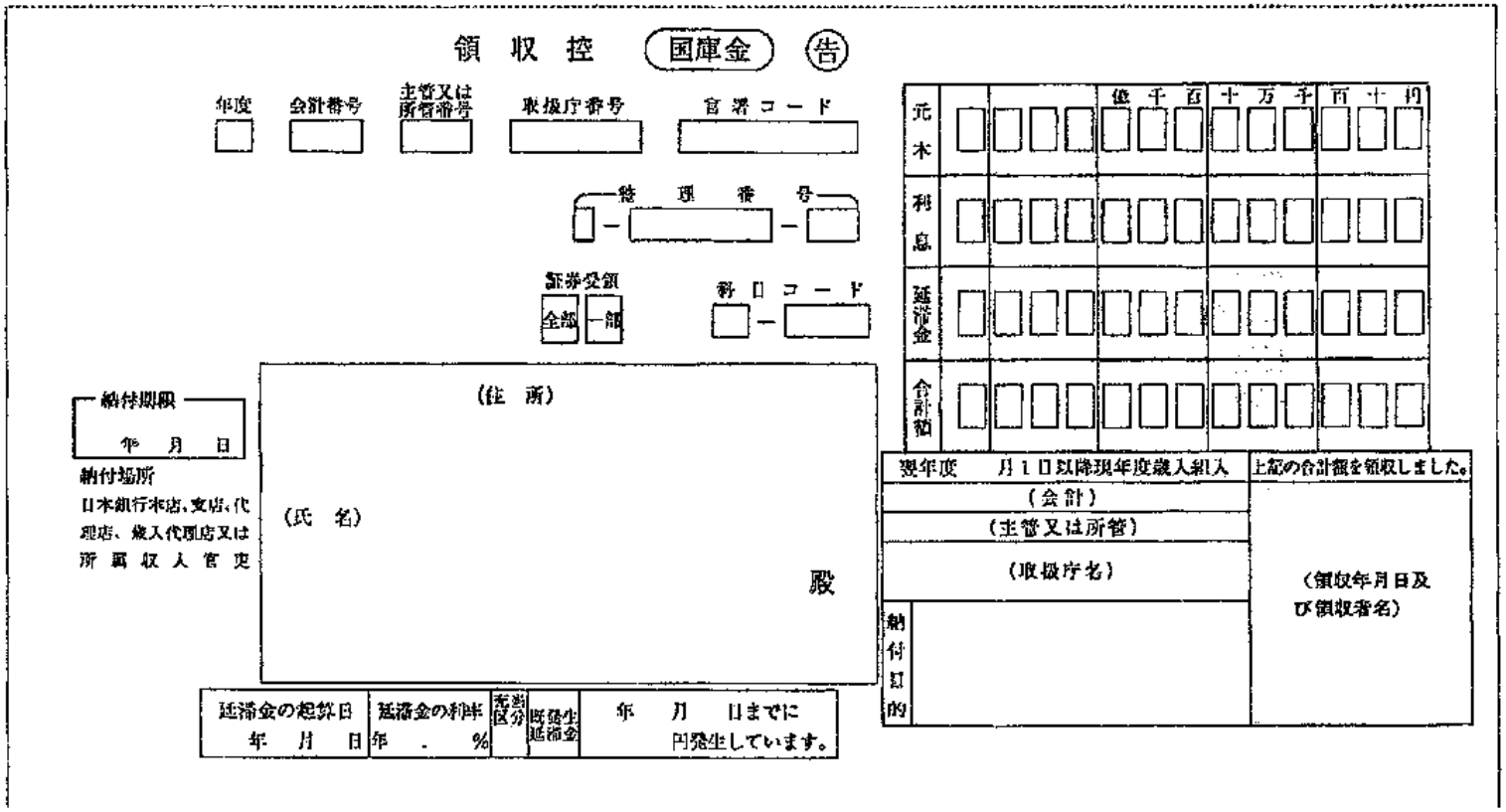
別紙第４号の10書式　（平17財令22・追加、令２財令73・一部改正）

第一片



第二片


領収控
国庫金
告
年度
会計番号
主管又は所管番号
取扱庁番号
官署コード
整理番号
証券受領
全部
一部
科目コード
元本
利息
延滞金
合計額
億 千 百 十 万 千 百 十 円
納付期限
年 月 日
納付場所
日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は所轄収入官吏
(住所)
(氏名)
殿
翌年度 月1日以降現年度歳入組入
(会計)
(主管又は所管)
(取扱庁名)
納付目的
上記の合計額を領収しました。
(領収年月日及び領収者名)
延滞金の起算日 年 月 日
延滞金の利率 年 . %
割合区分
既発生延滞金
年 月 日までに 円発生しています。

第三片

（納入告知書・納付書）・領収証書　国庫金

年度	会計番号	主管又は所管番号	取扱庁番号	官署コード

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったときは、下記の延滞金の起算日及び利率並びに次回の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。
ただし、延滞金額（既に納付した延滞金額があるときは、その額を合わせた金額）が100円未満のときは、利息が付される税額に係る延滞金である場合を除き、延滞金額を納付する必要はありません。

整理番号　－　－

年月日
（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理　官職　氏名）

証券受領　全部　一部

科目コード　－

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
元本									
利息									
延滞金									
合計額									

納付期限
年　月　日

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は所属収入官吏

（住　所）

（氏　名）　殿

現年度　月1日以降現年度歳入組入	上記の合計額を領収しました。
（会計）	（領収年月日及び領収者名）
（主管又は所管）	
（取扱庁名）	
納付目的	

内 証券受領　円

延滞金の起算日	延滞金の利率	充当区分	既発生延滞金	年　月　日までに
年　月　日	年　．　%			円発生しています。

第三片裏面

1　延滞金の計算方法

イ　元本金額×延滞金利率×（延滞金起算日から納付の日までの日数÷365）＝納付すべき延滞金額

ただし、既発生延滞金欄に延滞金額が記載されているときは、当該延滞金額との合計額が納付すべき延滞金額となります。

（注意）　納付すべき延滞金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて下さい。

ロ　元本金額のほか、利息についても延滞金が付される場合（２の表の１に該当する場合）には、イの元本金額は、元本金額と利息との合計額となります。

（注意）　延滞金利率は、日歩建てのものについても年利建てに換算して表示してあります。

2　充当順序

延滞金を支払わなければならない場合において、領収した金額が元本（利息）及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、その金額を表面の充当区分欄の数字に対応する次の表の充当順序により、順次充当します。

充当区分表

充当区分欄の数字	充　当　順　序	延滞金が付される金額
1	延滞金、(利　息)、元本	元本及び利息
2	延滞金、(利　息)、元本	元　本
3	(利　息)、延滞金、元本	
4	元本、(利　息)、延滞金	
5	(利　息)、元本、延滞金	

（利息）は、延納利息又は貸付金利息を納付すべき場合に該当するときです。

備考

1　別紙第４号書式の備考１、４、７、10、14、15及び16は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

2　自ら送付する必要がある場合において電子情報処理組織によらないで作成するときは、複写式とすることができる。

3　納入告知書として使用するときは「納入告知書」の文字を、納付書として使用するときは「納付書」の文字を記載するものとする。

4　第21条の２の規定により作成する納付書にあっては、納付目的の欄に主たる債務者の住所及び氏名又は名称並びに納付の請求の理由を付記するものとする。

5　納付場所にあっては、不要文字を抹消するものとする。なお、納付場所を特定するときは、その内容を記載するものとする。

6　勘定のある特別会計にあっては、「(取扱庁名)」を「(取扱庁名)(勘定区分)」と読み替えるものとする。

7　手数料又は一定の期間に応じて付する加算金に係る収入で元本収入と同時に収納すべきものについては、手数料又は加算金の金額欄、加算金の計算方法、納付の請求の文言及び弁済の充当の文言を加えるものとする。

8　元本完納後、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の未納額について納入の告知又は納付の請求をするときは、「納付目的」欄は、未納に係る延滞金又は加算金の計算期間を示し、直ちに納付すべき旨を記載するものとする。

9　電子情報処理組織を使用して作成するときは、会計名、主管又は所管名及び取扱庁名の欄には、略称をもって表示することができる。

10　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

11　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。